

川監委発第220号

令和3年3月26日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 片野広隆様

川越市監査委員 牛窪佐千夫
同 石川隆二
同 山木綾子
同 大泉一夫

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

市民部

地域づくり推進課、広聴課、防犯・交通安全課、男女共同参画課、市民課、
斎場

都市計画部

都市計画課、都市景観課、都市整備課、交通政策課、公園整備課、
建築指導課、開発指導課、川越駅西口まちづくり推進室、
新河岸駅周辺地区整備事務所

第3 監査の期間

令和2年11月10日から令和3年3月26日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和2年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①管理状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行

4 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行

- 5 備品管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①管理状況

- 6 情報管理について
着眼点 ①管理状況

第5 監査を執行した監査委員
牛窪佐千夫、石川隆二、山木綾子、大泉一夫

第6 監査の結果
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【市民部】

防犯・交通安全課の補助金の交付事務について、前回の監査で同様の指摘を受けたにもかかわらず、補助金の実績報告書が、要綱の規定に基づく提出期限を過ぎて提出されていた。

今後は補助金等の交付手続等に関する規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

斎場の現金の管理について、前回の監査で同様の指摘を受けたにもかかわらず、現金出納簿の出納員の引継ぎが適切に行われていなかった。

今後は会計規則及び公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

【都市計画部】

公園整備課の契約事務について、20本に分けた園地管理業務委託における、制限付き一般競争入札の結果を確認したところ、同一の事業者が複数年にわたり同一の園地管理業務を受託している事例が、多数あった。

引き続き、入札結果等の検証を実施し、委託内容、入札方法について、必要に応じ見直しを行うことを要望する。